

令和8年度 お茶の間サロン事業説明会

～地域で取り組む介護予防事業～

【目的】

茶話会やレクリエーション等、高齢者が生活に潤いを持てる活動を行うことで介護予防や生きがいづくりを促進する。

お茶の間サロン登録の条件①

1. 65歳以上の高齢者の**5人以上**が集まること。
※40～64歳の方はサポーター会員として登録できます。
2. サロン**1回につき、概ね1時間以上**実施。
3. 原則**月1回以上**開催すること。
ただし、天候等により開催できない月がある場合は、**年間12回以上**開催すればよい。

(例) 公民館にはエアコンがないので、猛暑日には開催できない。
《計画》8月だけお休み＋11月に追加1回

お茶の間サロン登録の条件②

4. 地域で閉じこもりがちな方などにも、できるだけお声掛けをしてサロンに誘ってください。
※老人クラブ等の団体を母体としている場合でも、団体会員以外の方も積極的に参加促進しましょう。
5. サロンでは必ず1つ以上、めじろん体操やラジオ体操等の介護予防に効果的な体操を実施すること。
6. 健康応援団や生きがい応援団、出前講座を活用し、新しい知識を取り入れましょう。

*健康応援団：コースメニューを除き、可能な限り年2回を上限としてご検討ください。
*生きがい応援団：補助金項目としては年間利用6回を上限としますが、それ以上利用したいサロンは活動補助金の中からであれば利用できます。

お茶の間サロン登録の条件③

7. 1つの自治区にたくさんのお茶の間サロンがある場合は、代表者の方々に相談させていただくことがあります。
8. 同一代表者によるサロンの申請は3つまでとします。
9. 活動の開始を自治委員さんや民生委員さんや福祉推進員さんに報告しましょう。

お茶の間サロン登録の条件④

10. サロンの実施場所は、自治公民館、民家等とする。

※ただし、悪天候や感染症流行等により、予定した会場で実施できない場合はインターネットを利用して参加者相互に交流する手法を用いて、会場参加以外の方法で開催することができます。

その他

- 安全対策として保険等の加入に努めましょう。
(自治区でのサロンを自治会活動として位置づけておくと市民活動保険の対象となります)
- サロンの登録や活動内容について、個別に協議や確認をお願いする場合があります。

令和8年度お茶の間サロン補助金について

補助金算出基準

- ①活動補助金およびサポーター活動補助金
登録人数 × 開催回数 × 150円

*登録人数は1回あたりのサロンに参加する見込みの人数を設定してください。注意) 登録人数の5割に参加者数が届かない場合、返金が発生します。

- ②生きがい応援団講師補助金 **派遣回数 × 2,000円**
(上限6回/年)

- ③送迎サービス補償保険料補助金 **自動車2台分まで**

(補助上限)
①活動補助金およびサポーター活動補助金と
②生きがい応援団講師補助金あわせて**5万円**

(補助上限)
2万円

お茶の間サロン実施の流れ①

申請書の提出～補助金の受け取り（R8年3月～R8年5月）

① 申請書の提出

≪提出物≫ 様式1：補助金交付申請書

様式2：由布市お茶の間サロン実施計画書

≪提出先≫ 由布市社会福祉協議会 各地域事務所

≪提出期限≫ 3月13日（金） ※期限内の提出が難しい場合は予めご連絡ください。



② 4月…様式3：由布市お茶の間サロン補助金交付決定通知

様式4：由布市お茶の間サロン補助金概算交付請求書様式

が代表者に届きます。



③ 様式4の請求書に補助金振込口座を記入、市または社協へ提出。



④ 随時、市より補助金を振込させていただきます。

お茶の間サロン実施の流れ②

サロン活動（R8年4月～R9年3月）

①原則、月1回以上のペースで活動しましょう。

毎回のサロン毎に

様式5：由布市お茶の間サロン活動報告書

様式6：出席簿

等を記入しておく、年度末報告時役立ちます。

また領収書、保険証書等は報告時に必要ですので、大切に保管しましょう。

②生きがい応援団講師、出前講座担当課への連絡と日程調整、補助金の執行管理は随時必要です。

*生きがい応援団を実施したら、**様式5の報告書**に記録しましょう。

*生きがい応援団に謝金2,000円を渡した際、領収書に押印を貰いましょう。

お茶の間サロン実施の流れ③

報告～精算（R9年3月～R9年5月）

①報告書等の提出（R9年4月上旬）

- ≪提出物≫ 様式5：由布市お茶の間サロン活動報告書
様式6：出席簿
様式7：収支報告書（領収書等を要添付）



②由布市よりお茶の間サロン補助金額確定通知が届きます。（4月中）



③返金がある場合、市役所窓口にて納付していただきます。（5月中旬迄）

送迎サービス補償保険料補助について

お茶の間サロン活動時やその他日常生活での外出支援に関する
保険料の全額補助

※保険は全国社会福祉協議会の送迎サービス補償Bプラン（自動車特定式）への加入となります。

加入希望の団体へは申込書を後日配布します。

※運転ができない方や、運転が心配・不安な方のための補助制度です。

※運転される方はお茶の間サロン会員である必要はありません。

※送迎サービス補償保険は、お茶の間サロンの送迎以外でも活用できます。

☆例えば、「外出支援や買い物支援のみでの使用」もできます。

補助金の活用ポイント

その1. 少しの欠席は補助金額に影響しません

☆毎回必ず参加することが難しい方にもお声掛けしやすい。

その2. 活動中に使える補助金額の目安がわかる

☆各回が終わる度に、その参加者数で補助金額が概ね確定していく。

その3. 登録人数は概ね毎回集まれる人数で申請

☆登録人数によって5割の人数がかわってきます。

多く見込んで申請すると、5割を下回りやすく、年度末に返金が発生しやすくなります。

その4. 活動中は名簿と活動報告書で人数把握

☆各回が終わる度、その参加者数で補助金が概ね確定していくので、毎回の名簿と活動報告書はその都度記録してお金を使う目安にしましょう。

【例：Aサロンの場合②】

《出席簿の管理》

登録人数 13名（6名以上で5割の参加、返金不要）

	氏名	年齢	1	2	3	4	5
			4/12	5/7	6/25	7/25	8/25
1	○○	85	○	×	×	○	○
2	△△	82	○	○	×	○	×
3	□□	80	○	×	○	○	×
4	●●	78	○	○	○	○	○
	⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
15	☆☆	67	-	-	-	○	○
	合計		12	11	7	15	5

《参加者数の考え方》

その日に参加した人数

※メンバーは固定でなくてもよい

例)

*途中から増えたメンバー

*体験等でとび入り参加の方 など

返金が発生する場合は？

① サロンで使用した支出額が補助金額より少ないとき

* 年度末（3月31日まで）に補助金は使い切るようにしてください。

* 使用として認められる経費（すべて領収書またはレシートが必要です）

種 別	内 容
報償費	各種講師やお世話役等への謝礼金
需用費	お茶菓子代、お弁当代、景品代（金券は×）、食材料費、レクリエーション道具代、文房具代、ガソリン代 等
使用料、賃借料	コピー代、公民館使用代、エアコン等使用代
保険料	行事保険料、1日自動車保険料等

認められない経費

* 調味料目的以外のお酒類の購入や飲み会経費

* たばこの購入 * 金券（商品券）の購入等

返金が発生する場合とは？

②活動補助金およびサポーター活動補助金

登録人数 × 開催回数 × 150円

人数の計算は小数点以下は切り捨てで計算します。

(例) 13人での登録サロンは、 $13人 \times 0.5 = 6.5人$

➡ 6人まではOK。5人以下の回は5割未満の参加者とみなされる。

実際の参加人数が登録人数の5割未満の回は
活動補助金を **参加人数** × 150円で計算します。

生きがい応援団派遣事業

- ・ 利用回数：生きがい応援団講師補助金としては、年間6回までの利用。それ以上利用したいときは、活動補助金の枠からの支出であれば利用可能。
- ・ 内容：「生きがい応援団ガイドブック」を参照ください。
- ・ **派遣調整**は、生きがい応援団ガイドブックを見ながら**団体から直接講師にご連絡**ください。
- ・ 謝金は派遣当日に**団体から直接講師に2,000円をお支払い**ください。※講師から謝金の受取の領収書を貰ってください。**押印が必要です。**
- ・ 生きがい応援団の謝金は1回の派遣で2,000円です。1回の派遣に応援団が何人きても2,000円で大丈夫です。

健康応援団派遣事業①

利用回数：最大3回

※コースメニューを除き、**できる限り2回以内**でご検討ください。

※**体力年齢の測定は測定と結果説明の2回実施しますが、合わせて1回分でカウントします。**

・健康応援団派遣ガイドを見ながら講座の選択をしましょう。

⇒講師との調整・謝金支払は市が行いますので、**派遣日の2ヶ月前までに市に健康応援団利用申請書を提出**してください。

《講師》

理学療法士・作業療法士・
言語聴覚士・健康運動指導士など

健康応援団派遣事業②

- ・ 派遣期間は、7月～2月の間とします。

※講師調整等の事務手続きの都合です。

- ・ 派遣日程の変更は、派遣予定日の1か月前迄とし、過ぎた場合は原則中止となります。

※講師の多くは病院等にお勤めしており、直近では勤務先の人員調整が難しくなるためです。

- ・ 職種の希望が集中した場合、日程や内容の変更をご相談する場合があります。

- ・ これまで利用したことのあるテーマでも、内容を深めて話をします。参加者の特徴や利用歴を加味し、講座選択をお願いします。

出前講座

由布市役所で実施している出前講座をまとめてご紹介しています。

※出前講座の内容は「由布市 出前講座のご紹介」をご参照ください。

- ・利用回数：制限なし
- ・費用：無料
- ・利用方法

日程によっては、ご希望に添えない場合があります。できるだけお早めのご連絡をお願いします。

ご希望の講座が決まったら **講座担当課へ直接ご連絡**してください。

担当課と日時や内容等の調整をし、講座を実施します。

※高齢者支援課への報告書は必要ありません。

(内容によっては担当課に提出する書類がある場合もあります)

～ルールを守って楽しく活動～

1. **地域の貴重な資源**としてサロンを有効活用しましょう。
2. 領収書（※他の買物と一緒にしない）や補助金交付決定通知書等、**必要な書類は大切に保管してください。**
3. 補助金を目的外に使用すると返還の対象となります。

目的外使用の例⇒
・調味料目的以外のお酒類（ノンアルコールビール等も×）の購入や飲み会経費
・たばこの購入
・金券（商品券）の購入等

*申請の相談

*書類作成のお手伝い

*精算・返金などの計算のお手伝い 等…

《社協・第2層生活支援コーディネーター》

挾間地域：園田 ☎ 097-583-4344

庄内地域：半澤 ☎ 097-582-2756

湯布院地域：溝口 ☎ 0977-84-3610

《由布市役所高齢者支援課》

保健師：椎山、梅木、小代 ☎ 097-529-7349

